

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

令和 2 年 6 月 1 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 9 号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年四日市市条例第 3 1 号）
附則の規則で定める日は、令和 2 年 9 月 3 0 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。